第3次岡山県がん対策推進計画の概要

1 計画策定の趣旨

- ・がんは、昭和57年以降、34年連続で本県の死亡原因の第1位であり、平成27年では5,595人と全死亡者数の26%を占める。
- ・本県では、岡山県がん対策推進計画(平成21年4月~25年3月)、第2次岡山県が ん対策推進計画(平成25年4月~30年3月)により、がん対策に取り組んできた。
- ・平成26年3月に岡山県がん対策推進条例が制定
- 平成28年12月にがん対策基本法の一部が改正
- ・国の第3期がん対策推進基本計画策定(平成29年○月)
- ・今後の本県におけるがん対策の推進に関する基本的な計画を明らかにするため、第2次計画の進捗状況や新たな課題も踏まえつつ、第3次岡山県がん対策推進計画を策定する。

2 計画の性格・期間

- ・がん対策基本法第12条第1項の規定に基づく「都道府県がん対策推進計画」
- ・「岡山県がん対策推進条例」、「岡山県保健医療計画」、「健康おかやま21」、「岡山県医療費適正化計画」等との整合を図り推進する。
- 計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間

3 基本理念

・岡山県がん対策推進条例(平成26年3月)の基本理念に基づき、「県民が、がんを知りがんと向き合い、がんになっても自分らしく生き抜くことのできる岡山県」の構築を目指す。

4 全体目標

・全体目標を「がん予防・がん検診の充実等による死亡の減少」、「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質(QOL)の維持向上」、「がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会の構築」とする。